



《令和8年度版》

更別村ゼロカーボン推進補助金

# 交付申請の手引き

【補助金に関するお問い合わせ先】

更別村役場 企画政策課（ゼロカーボン担当）

TEL : 0155-52-2118

Mail : kikaku@sarabetsu.jp

- 本事業は、2050年二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「更別村ゼロカーボン宣言」の達成に向けて村民に対しゼロカーボンの推進を支援するものであり、北海道が定める「住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱（令和5年7月19日施行）」第4条に規定する補助の条件に基づき実施する事業です。

**【対象者】** 次の要件を満たしている方が交付対象者です。

- (1) 本村の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 助成対象となる住宅に居住している者
- (3) 申請者本人及び同居する親族が市町村税や村に納付すべき公共料金等の滞納をしていない者
- (4) 更別村暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当する者並びに暴力員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

- ※ 対象区分（エアコン、冷蔵庫、太陽光パネル、蓄電池）ごとに、同一住宅において1回限りとします。
- ※ 令和8年4月1日以降に工事請負契約又は売買契約をしたものが本補助金の対象です。
- ※ 自己が所有しない住宅に設置する場合は、住宅等所有者の承諾を受けた場合に限り、賃貸住宅にも設置することができます。
- ※ 北海道及び更別村の広報やホームページで、写真や工事内容を利用することを許諾していただきます。

## 【省エネ：高効率設備の導入】

共通対象経費： 本体機器及び付属する機器、工事費（据付、配線等）、その他村長が認めた経費です。

- ※ 運搬費及び既存機器等の撤去に係る経費（撤去した機器等の処理費を含む。）は、補助の対象とはなりません。

具体的な対象設備・要件及び交付対象額は次のページになります。

対象設備・要件	補助率	上限額
<p><b>空気清浄機能・換気機能付きエアコン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能・換気機能を有するエアコン               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等</li> <li>② 国等の認可等を受けた試験機関等</li> <li>③ 法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等</li> </ol> </li> <li>■ 統一省エネラベルの省エネ基準達成率が<b>100%以上</b>（省エネマークが緑色）のものに限る。</li> <li>■ 補助上限額上段：村内事業者から購入 下段：村外事業者から購入</li> </ul>	1 / 5	8万円
<p><b>省エネ型電気冷蔵庫</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 統一省エネラベルの省エネ基準達成率が<b>100%以上</b>（省エネマークが緑色）のものに限る。</li> <li>■ 運搬・設置費用及び特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）におけるリサイクル費用は補助対象外経費とする。</li> <li>■ 補助上限額上段：村内事業者から購入 下段：村外事業者から購入</li> </ul>	1 / 4	6万円
	1 / 8	3万円

対象設備・要件	補助率	上限額
<p><b>太陽光発電＋定置型蓄電池 ※2機器の同時設置・HEMSと同時設置が条件</b></p> <p>■ 太陽光発電</p> <p>(1) 対象設備の要件等：次の全ての要件に適合すること。</p> <p>ア 蓄電池と接続し、発電した電力が設置される住宅において消費されること</p> <p>イ 太陽光電池モジュールの合計出力が10kW未満の設備であること。</p> <p>ウ 余剰型配線であること。</p> <p>エ 電力会社の電力系統に連系できること。</p> <p>オ 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助対象経費</p> <p>太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む。）は対象外とする。</p> <p>■ 定置型蓄電池</p> <p>(1) 対象設備の要件：次の全ての要件に適合すること。</p> <p>ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。</p> <p>イ 蓄電容量が17.76kWh未満であるもの。</p>	1 / 10	30万円

対象設備・要件	補助率	上限額
<p>ウ 電力会社の電気系統に連系できること。 エ 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助対象経費 蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める。）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む。）は対象外とする。</p>	1 / 10	30万円
<p><b>定置型蓄電池（既に太陽光発電設置済みの住宅）※HEMSと同時設置が条件</b>  <b>■ 対象設備の要件、補助対象経費は新規設置の場合と同様。</b></p>	1 / 10	10万円

申請者

①交付申請

③購入・設置

④実績報告

更別村

②交付決定

⑤交付額確定

⑥補助金交付

### ① 交付申請

⇒ 対象設備を購入・設置前に「交付申請書」及び必要書類により交付申請してください。

### ② 交付決定

⇒ 交付申請書の内容を審査し、「交付決定通知書」により通知します。

### ③ 購入・設置

⇒ 交付決定を受けた後、対象設備を購入・設置してください。

申請者

①交付申請

③購入・設置

④実績報告

更別村

②交付決定

⑤交付額確定

⑥補助金交付

## ④ 実績報告

⇒ 対象設備を購入・設置後、「実績報告書」及び必要書類により実績報告してください。

## ⑤ 交付決定額確定

⇒ 実績報告書の内容を審査。交付額を決定し「交付額確定通知書」により通知します。

## ⑥ 補助金交付

⇒ 口座振込及びどんぐり商品券（デジタル含む）により補助金を交付します。

※交付額のうち1／2はどんぐり商品券（デジタル含む）にて交付します。

## ○ 交付申請について

⇒ 更別村ゼロカーボン推進補助金交付要綱で定める「交付申請書（様式第2号）」に下記の必要書類を添えて提出してください。

対象設備	共通書類	その他 必要書類
空気清浄機能・換気機能付きエアコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自己が所有しない住宅に設置する場合は所有者の設置承諾書（様式第9号）</li> <li>(2) 経費の内訳が明記されている工事見積書等の写し</li> <li>(3) 導入する設備等の仕様がわかるカタログ等</li> <li>(4) その他、村長が必要と認める書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置予定場所の写真（屋内、屋外、配管）</li> <li>(2) 次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能・換気機能付きエアコンであり、それを証するカタログ等（緑マークのあるもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国、地方公共団体又は独立行政法（以下「国等」という。）が運営する試験機関等</li> <li>② 国等の認可等を受けた試験機関等</li> <li>③ 法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等</li> </ul> </li> </ul>

対象設備	共通書類	その他 必要書類
省エネ型冷蔵庫	「空気清浄機能・換気機能付きエアコン」に同じ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 統一省エネラベルの情報がわかるカタログ又は書類等（緑マークのあるもの）</li> <li>(2) 既存電気冷蔵庫の写真及び製造年がわかる写真又は書類等</li> </ul>
太陽光発電		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 太陽光発電設備の設置に係る図面</li> <li>(2) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるもの</li> <li>(3) 太陽電池モジュールの保証期間が確認できる書類</li> <li>(4) パワーコンディショナーの定格出力が確認できるもの</li> </ul>
定置用蓄電池		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 蓄電池の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面</li> <li>(2) 蓄電池システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番が確認できる資料</li> </ul>

## ○ 実績報告について

⇒ 更別村ゼロカーボン推進補助金交付要綱で定める「実績報告書（様式第5号）」に下記の必要書類を添えて提出してください。

対象設備	共通書類	その他 必要書類
空気清浄機能・換気機能付きエアコン	(1) 対象設備等の設置状況等を撮影した写真、図面等（型番がわかる写真を含む。）	共通書類のみ
省エネ型冷蔵庫	(2) 対象設備等の設置に係る領収書（明細がわかるもの）及び契約書がある場合はその写し	(1) 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物管理票の排出者控の写し
太陽光発電	(3) その他、村長が必要と認める書類	共通書類のみ
定置用蓄電池		共通書類のみ

## ○ 報告期限について

⇒ 交付決定者は、設備等の設置及び施工完了から30日以内又は、2月20日のいずれか早い日までに提出してください。